# 中銀しあわせ預金規定

# 1.(預金の預入れ等)

この預金の預入れは、1口あたり 5,000 円以上(1,000 円単位)3,000,000 円未満とし、毎回口座振替の方法により 預入れるものとします。

この預金は口座振替のほか、現金・小切手その他の証券類により当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。

この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

### 2.(口座振替による預入れ)

振替口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

振替口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって 口座開設店に届け出てください。

### 3.(預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金名義人が個人であるか、または法人(団体等を含みます。)であるかによって次のとおり区分し、さらにそのいずれかの型によるかは預金者の指定をうけて取扱います。

### 個人名義の口座

#### 自由受取型

- A 預入れ(後記Bに規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金」(以下「3年指定定期」といいます。)とします。
- B 「3年指定定期」は満期日指定の申し出のない限り最長預入期限到来日における元利合計額またはこれに同期日に預入れされた金額を合算した金額をもって「3年指定定期」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- C 3年指定定期の満期日は預入れ日から1年経過した後は指定することができます。なお、この預金の全部または一部の支払の申し出があった日を満期日の指定があった日とみなします。

# 分割受取型

A おはじめの日から通帳記載の受取開始日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金は受取開始日の前3か月目の応当日まで預入れることができます。

預入れ(後記 に規定する継続を含みます。)のつど次の各別の定期預金とします。

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年3か月以上の場合……「3年指定定期」

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合……1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下「自由金利型1年定期預金(M型)」といいます。)

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年以下の場合……受取開始日 を満期日とする自由金利型期日指定定期預金

預入日(または継続日)から受取開始日までの期間が1年未満の場合……受取開始日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

「3年指定定期」、自由金利型1年定期預金(M型)の満期日が到来した場合はその元利合計額または満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額と継続後の預入期間に応じて、上記 に規定する定期預金のいずれかに継続します。継続された預金についても以後同様とします。

B 通帳記載の受取開始日においては次のとおり取扱います。

受取開始日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額を通帳記載の受取回数で除した金額(100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記 により取扱います。)をあらかじめ指定された預金口座へ入金する方法で支払います。

前記 により算出された金額 (ただし 100 円単位とします。)を元金として、預金金額がおのおの同一の次の11口の定期預金 (以下「定期預金 (満期支払口)」といいます。)を作成し、この預金に預入れます。

- 3 か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- 6 か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- 9か月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- 1年目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 1年3か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 1年6か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 1年9か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年3か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年6か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金
- 2年9か月目の応当日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金

受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金の元利金の合計額から前記 により支払われた金額と前記 により作成された定期預金(満期支払口)の元金合計額を差引いてなお残額があるときは、この残額を元金として「3年指定定期預金」(以下「定期預金(継続口)」といいます。)を作成し、この預金に預入れます。

- C 定期預金(満期支払口)は、おのおのその満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金する方法で支払います。
- D 定期預金(継続口)は満期日に前記Bの ~ の順序に従い取扱い以後も同様とします。この場合、前記Bの、に「受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金」とあるのは「定期預金(継続口)」に、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。また、残余の受取回数が 12 回に満たない場合は、前記Bの に定める順序に従い定期預金(満期支払口)を作成し、この預金に預入れします。ただし、元金は 100 円単位とし、100円未満の端数があるときは、その 100 円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)の元金に加算します。
- E 前記Dにより作成された定期預金(継続口)の満期日が到来したときも前記Dにより取扱うものとし、以後 も同様とします。
- F 通帳の最終受取日以後この預金口座の残高はありませんので通帳は無効となります。

#### 一括受取型

おはじめの日から通帳記載の受取日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金は受取日の前1か月目の応当日まで預入れることができます。この預金は受取日以後に支払います。

A 預入れ(後記Bに規定する継続を含みます。)のつど次の各別の定期預金とします。

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取日までの期間が2年1か月以上の場合......「3年指定 定期」

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合.....

自由金利型1年定期預金(M型)

預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取日までの期間が2年以下の場合……受取日を満期日とする自由金利型期日指定定期預金

預入日(または継続日)から受取日までの期間が1年未満の場合……受取日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

B 「3年指定定期」、自由金利型1年定期預金(M型)の満期日が到来した場合はその元利合計額または満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額と継続後の預入期間に応じて、上記Aに規定する定期預金のいずれかに継続します。継続された預金についても以後同様とします。

#### 法人名義の口座

#### 一括受取型

おはじめの日から通帳記載の受取日の前日までの期間においては、その預入れ(継続および後記4. Aに規定する中間利払預入を含みます。)のつど次の内容の自由金利型定期預金(M型)として取扱います。この預金は受取日以後に支払います。

- A 預入日(または継続日)の2年後の応当日から受取日までの期間が、1か月以上の場合......自由金利型2年 定期預金(M型)
- B 預入日(または継続日)の2年後の応当日から受取日までの期間が1か月未満の場合(ただし、この応当日が受取日となる場合を除きます。)......自由金利型1年定期預金(M型)
- C 預入日(または継続日)の2年後の応当日が受取日以降となる場合……受取日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)
- D 中間利払いによる預入分......自由金利型1年定期預金(M型)

### 4.(利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預金が自由金利型期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(または継続日)から最長預入期限の前日までの日数について、預入日(または継 続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A 1年以上2年未満 当行所定の自由金利型期日指定定期預金利率の「2年未満」の利率
- B 2年以上 当行所定の自由金利型期日指定定期預金利率の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

預金が自由金利型定期預金 (M型)の場合

預入金額ごとにその預入日(または継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定の自由金利型定期預金(M型)の利率によって計算します。

ただし、自由金利型2年定期預金(M型)の利息は次によります。

- A 預入日(または継続日)の1年後の応当日(以下「中間利払日」といいます。)に中間利払利率による中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として支払い、中間利払日にこの預金に預入れるものとします。
- B 中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。この満期払利息は、解約の申し出のない限り満期日に元金に組入れます。
- 前 、 の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、第6条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.(非課税貯蓄限度額および一口の取扱限度額超過時の取扱)

利息の元金組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額または一口の取扱限度額を超過するときは、次により取扱います。

利息を毎回振替えている振替口座に入金のうえ、元金を継続します。

振替口座のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書 に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

### 6.(預金の解約)

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえない
ものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預金が自由金利型期日指定定期預金の場合

<u>預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間</u>に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- 預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

<u>預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間</u> に応じた利率によって計算します。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 第4条第1項第2号の適用利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 1年以上2年未満 第4条第1項第2号の適用利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- \_\_ この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでにこの預金を1口毎に順次解約いたします。

解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先しかつ、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数が多いものとします。ただし法人名義口座については預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の少ないものからとします。

# 7 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

# 8 .(付則)

本規定に定める一括受取型の口座は、平成9年6月17日以降は新たに取扱いません。

以上

(2020年4月1日現在)

# 中銀総合口座取引をご利用なさるお客様へ

積立定期通帳による中銀しあわせ預金の自由受取型(以下「積立定期預金」という。)は、中銀総合口座取引の定期預金取引と同様に利用することができます。この場合、上記通帳に記載されました積立定期預金は、「総合口座自動継続定期預金・担保明細」に記載されました預金と同様に、別にお渡しした「中銀総合口座取引規定」および、下記の「中銀総合口座取引追加規定」によって、上記積立定期預金を担保としてご融資します。

# 中銀総合口座取引追加規定

- 1.積立定期通帳(以下「本通帳」という。)には、総合口座担保と記載をします。
- 2.総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、本通帳をも含むものとします。
- 3. 本積立定期預金を解約・書替継続するときは、本通帳を提出してください。また、総合口座の普通預金口を解約する場合には、総合口座通帳のほか、本通帳も持参してください。

以上

(2020年4月1日現在)